

医療機関の医療機能に関する情報【助産所】

1.管理・運営・サービス・アメニティに関する事項		詳細	記載上の留意事項
(1)基本情報			
1	助産所の名称		開設許可証と同じ正式名称とし、フリガナ及びローマ字を付記する。なお、略称がある場合、略称及び略称のフリガナを記載しても差し支えない。
2	助産所の開設者		開設者名及びフリガナを記載する。
3	助産所の管理者		管理者名及びフリガナを記載する。
4	助産所の所在地		開設許可証と同じ正式名称とし、フリガナ、郵便番号及び英語での表記を付記する。なお、建物名等を付記することについては、病院の開設許可証に建物名等が表記されていない場合であっても、分かりやすい情報提供である場合は差し支えない。
5	助産所の案内用の電話番号及びFAX番号		患者や住民からの連絡が可能な電話番号及びFAX番号を記載する。また、夜間・休日案内用に電話番号がある場合はその番号及び対応可能時間を記載する。
6	就業日		助産所において業務を行っている曜日及び休業日等を記載
7	就業時間		助産所において業務を行っている時間を記載
(2)助産所へのアクセス			
8	助産所までの主な利用交通手段		助産所の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から助産所までの主な交通手段、所要時間等を記載
9	助産所の駐車場	(i) 駐車場の有無	敷地内及び隣接地(概ね徒歩5分圏内)に駐車場を保有しているかどうか。
		(ii) 駐車台数	(i)の駐車場について、駐車可能な普通乗用車等の台数を記載
		(iii) 有料又は無料の別	(i)の駐車場の有料・無料の区別を記載(有料の場合、料金を記載することも差し支えない。)
10	案内用ホームページアドレス		患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載
11	案内用電子メールアドレス		患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載
12	面会の日及び時間帯		
13	外来受付時間		
14	予約の有無		
15	助産所の業務形態		別表1の1)
16	時間外における対応の有無		就業時間以外における対応が可能かどうか。
(3)院内サービス・アメニティ			
17	外国人の患者の受入れ体制		別表1の2)
18	障害者に対するサービス内容		別表1の3)
19	車椅子等利用者に対するサービス内容		別表1の4)
20	受動喫煙を防止するための措置		別表1の5)
(4)費用負担等			

21	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類		別表1の6)
22	電子決済による料金の支払いの可否		料金の支払いにあたって利用可能な電子決済サービスの有無及び対応可能な決済サービスの種類を具体的に記載する。ただし、他法令等において規制されているものは除く。
2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項			
(1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス			
23	家族付き添い室の有無		出産等に際して、付添者が待機できる部屋があるかどうか。
24	妊産婦等に対する相談又は指導		別表1の7)
3. 医療の実績、結果等に関する事項			
25	助産所の人員配置	(i) 医療従事者の人員数	別表1の7) 常勤者の数と非常勤者について「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき常勤換算した数とを足しあわせた数について記載する。なお、担当させている業務内容が2以上にわたる場合は、その主たる業務によって計上し、看護師及び助産師の免許を併せて有する者については、現に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上する。
26	法令上の義務以外の医療安全対策	(i) 医療安全についての相談窓口の設置の有無	助産所内に常設される患者相談窓口を設置し、患者等からの苦情、相談に応じられる体制を確保しているかどうか。
		(ii) 医療安全管理者の配置の有無	当該助産所における医療に係る安全管理を行う部門の業務に関する企画立案及び評価、助産所内における医療安全に関する職員の安全管理に関する意識の向上や指導等の業務を行う者を配置しているかどうか。
		(iii) 医療事故調査制度に関する研修(医療事故調査・支援センター又は第一条の十の五第一項に規定する協議会が実施するものに限る。)の管理者の受講の有無	医療事故調査制度・支援センター又は医療事故調等支援団体等連絡協議会が実施する研修(当該センターから委託されて実施されるものを含む。)を病院管理者が受講しているかどうか。
27	分娩取扱数		報告する年度の前年度の分娩件数
28	妊産婦等満足度の調査	(i) 妊産婦等満足度の調査の実施の有無	妊産婦等に対し、助産所の満足度に関するアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのものについては記載しないこと。
		(ii) 妊産婦等満足度の調査結果の提供の有無	(i)のアンケート等の結果を患者等の求めに応じて提供しているかどうか。
29	公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無		公益財団法人日本医療機能評価機構を運営組織とする産科医療補償制度に加入しているかどうか。

【助産所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
1) 助産所の業務形態		1 助産所内における業務の実施	
		2 出張による業務の実施	
2) 外国人の患者の受入れ体制		1 対応することができる外国語の種類	職員が外国語で対応できる、通訳者を配置している、電話通訳サービスを契約している等により、診療の一連の流れにおける主要な場面を含め、外国語での対応が可能な言語を記載する。ただし、定期的に（週1日以上）対応が可能な日があるものに限る。また、対応可能な時間帯等の特記事項があれば記載する。多言語音声翻訳機器（言語を入力すると自動で他の言語に翻訳して音声出力するアプリ等）による通訳は含まない。
		2 多言語音声翻訳機器の利用の有無	多言語音声翻訳機器を利用した対応が、部門を問わず可能かどうか。
3) 障害者に対する配慮		1 手話による対応	
		2 施設内の情報の表示	視覚的に施設内の案内等が表示されることにより、聴覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
		3 音声による情報の伝達	音声により施設内の案内等が行われることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
		4 施設内点字ブロックの設置	
		5 点字による表示	点字により診療の内容等が表示されることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
4) 車椅子等利用者に対する配慮		1 施設のバリアフリー化の実施	高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がされていること。具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等がなされていること
		2 車椅子等利用者用駐車施設の有無	案内表示や表面への国際シンボルマークの塗装等の見やすい方法で、車椅子利用者用等の駐車施設である旨を表示された駐車施設であること。
		3 多機能トイレの設置	車椅子使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えて、車椅子使用者だけでなく、高齢者、障害者、子ども連れなど多様な人が利用可能であるトイレを設置していること。
5) 受動喫煙防止対策		1 施設内における全面禁煙の実施	施設内の屋内外全ての場所を禁煙としていること。2の特定屋外喫煙場所を備えている場合は該当しない。
		2 健康増進法第28条第13号に規定する特定屋外喫煙場所の設置	健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十八条第十三号に規定する特定屋外喫煙場所を備えていること。

【助産所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
6) 医療保険、公費負担等		1 不妊専門相談センター	「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」（平成17年8月23日付雇児発第0823001号）により、不妊に関する相談事業、不妊治療に関する情報提供などを行う施設として、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が適当として指定した施設
7) 妊婦等に対する相談又は指導		1 周産期相談	
		2 母乳育児相談	その他の育児相談も含む。
		3 栄養相談	
		4 家族計画指導（受胎調節実地指導を含む。）	
		5 女性の健康相談	
		6 訪問相談又は訪問指導	思春期の保健対策と健康教育を含む。
8) 医療従事者		1 看護師及び准看護師	
		2 助産師	